

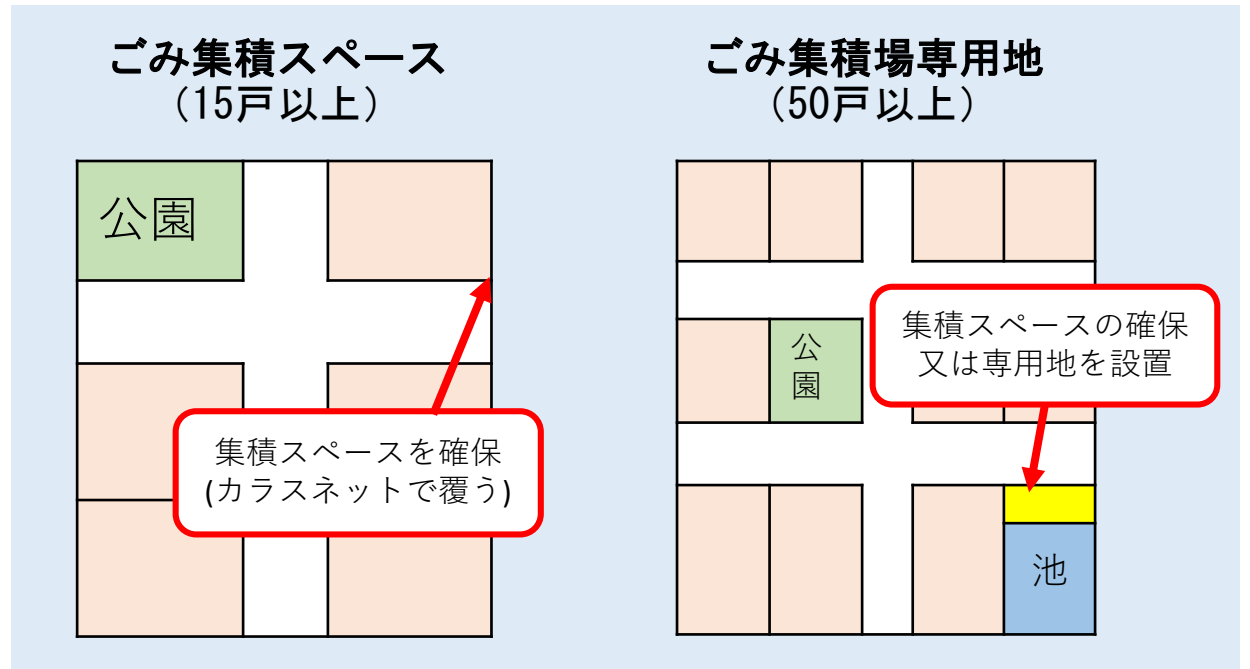
ごみ集積場の設置基準について【金沢市開発指導基準】

【目的】 一定規模以上の宅地分譲について新たにごみ集積場に関する基準を設けることで、良好な宅地分譲地の形成を目指す。

【基準】 新設基準内容

15戸以上 50戸未満	ごみ集積スペース（約0.1㎡/戸）の確保
50戸以上	ごみ集積スペース（約0.2㎡/戸）の確保 又は ごみ集積場専用（約0.2㎡/戸）の設置

※専用地の設置は新たに設立する町会や地元町会が所有することが確約された場合とする。



◆設置に係る事前協議フロー

